

会社のインドにおけるPEとして認定した。また、日本親会社からの請求に基づきインド子会社が負担する駐在員の給与相当額をPEの技術料収入であるとして、PE課税を行った。

(3) 対応策

出向者に対するPE認定を回避するためには、次のような要件を具備しておく必要がある。

- ① 出向者に対する給与は最終的に出向先企業が負担していること
- ② 出向先企業が負担する出向者費用に出向元企業の利益が含まれていないこと(特に中国)
- ③ 出向者の業務内容は出向先企業の業務に含まれていること
- ④ 出向者の業務内容の実態と給与金額や支給名目が整合していること
- ⑤ 出向者の現地での活動に係るリスクと責任は出向先企業が負担していること
- ⑥ 出向者に対する指示、監督権限や給与、業績評価、解雇(特にインド)等の決定権限は出向先企業にあること
- ⑦ 出向先企業が出向者の人数、報酬、勤務場所の決定を行うこと(特

に中国)

また、形式面として、出向元企業と出向先企業間の指揮管理等の責任やリスク負担等について定めた出向契約書の締結、出向者と出向先企業間の雇用契約の締結、出向先企業の組織図への出向者の明記などを行う

ておく必要がある。

なお、日本では出向元企業である日本親会社と出向先企業である海外子会社との間に給与水準の較差がある場合に、実務上、出向元企業で給与較差補てん金を支払うことが多く見受けられるが、諸外国の税務当局からすると、このような給与の負担

は出向者が日本の便益のために勤務しているようにみえる。そのため、給与較差補てんを行っている場合、その旨を出向契約書に記載し、給与負担の趣旨は較差補てんであり、出向元企業の便益の享受への対価ではないことを明確にしておくことが必要である。

III BEPSを受け各国で文書化義務が導入 移転価格税制に関する 課税リスクとその対応

概要

以前から、アジア各国においても移転価格税制に関する考え方は明文化の有無を問わず存在した。なお、移転価格に関する考え方の国際標準的なものとして、OECD移転価格ガイドライン(7月に2017年版が公表された)が知られているが、実務上の執行において当該ガイドラインの考え方の差異は国によってさまざまである。

前述したとおり、BEPSプロジェクト等の影響を受け、昨今、アジア地域においても移転価格税制に係る文書化義務について明文化、厳格化される傾向にある。日本企業においてもアジアに所在する海外子会社との物品販売取引は活発であるが、企業グループ間の有形資産取引や役務提供取引、特に日本親会社への経営指導料等といったマネジメントフィーや、無形資産に係るロイヤルティについても、その取引価格の妥当性について説明ができるように

準備しておく必要がある。

また、アジア諸国では税務当局による移転価格課税の執行も積極的に行われているため、各国における傾向と事例を紹介する。

アジア地域における 制度面の整備状況

アジア主要国における移転価格文書化義務について、図表2にまとめた。なお、各国における制度導入の